

条 例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十七号

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第七条の二 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第七条の三 保護施設の業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第六条の四に規定する基準の例によることとする。

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十八条を次のように改める。

（衛生管理等）

第十八条 救護施設の衛生管理等に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

第二十六条後段を次のように改める。

この場合において、第十八条中「第十五条」とあるのは「第二十二条において準用する省令第十五条」と、第二十条中「第十六条の二」とあるのは「第二十二条において準用する省令第十六条の二」と読み替えるものとする。

第三十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第十五条」とあるのは、「第二十七条の二において準用する省令第十五条」と読み替えるものとする。

第三十九条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第十五条」とあるのは、「第三十三条において準用する省令第十五条」と読み替えるものとする。

第四十条中「第八条」を「第七条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 改正後の第七条の三（改正後の第四十条において準用する場合を含む。）の規定により省令第六条の四の規定の例によるとされた同条の規定の適用については、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 改正後の第十八条（改正後の第二十六条、第三十三条及び第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により省令第十五条の規定の例によるとされた同条第二項の規定の適用については、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。